

昇降機設備保守点検委託仕様書

九段坂病院

1 委託業務名 昇降機設備保守点検業務

2 場 所 東京都千代田区九段南 1-6-12

3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 保守点検業務対象昇降機

日立製

エレベーター 7台

エスカレーター 2台

小荷物専用昇降機 1台

5 契約形態

本契約は、FM(フルメンテナンス)契約とする。

6 業務内容

(1) 共通仕様書に定める点検項目及び内容の業務を行う。

点検周期は共通仕様書にある周期 B(3 ヶ月に 1 回点検)とし、点検業務を実施すること。

※エスカレーター、小荷物専用昇降機は周期 A(毎月点検)とする。

(2) 遠隔監視

下記の異常を常時監視すること。

①閉じ込め(インターホン通話)

②起動不能

③戸開不良

④安全回路動作

⑤電源系統不良

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(3) 遠隔点検

毎月 1 回以上下記の箇所を遠隔点検にて点検を行うこと。

①制御関連機器

②かご関連機器

③乗場関連機器

④昇降路内関連機器

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(4) 直接通話

万が一に閉じ込めに備えかご内通話装置と受託者コールセンターを 24 時間通話可能な状態に維持すること。

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(5) 緊急時等の対応

突発的故障及び天災地変等の広域災害等の緊急事態に備え、適切な措置が行えるよう、24時間、専門技術者が待機し、緊急度に応じ迅速に現場に急行し対応するものとする。また、処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を作成し報告するものとする。

また、機器・構成部品等を備蓄するなどして、運転が早期に復旧できるよう努めるものとする。

(6) 法令に基づく法定検査(年1回)

建築基準法第 12 条による定期検査を「昇降機検査資格者」の資格を有する技術者によって行い、必要に応じて特定行政庁へ報告すること。

(7) 報告書

上記(1)～(3)、及び(5)(6)の業務を行った場合は、速やかに書面にて報告書を提出すること。

(8) 作業時間

点検については、平日 9:00～17:00 で作業を行うこと。

【条件1】 病院エレベーター5台については1日1台の点検とすること。(エスカレーター・千代田区エレベーター・小荷物エレベーターについては、病院エレベーターと同一日でも可とする。)

【条件2】 配膳(11:45～12:10)・下膳(9:00～9:30、13:00～13:30)の時間帯は避けること。

【条件3】 点検実施日・時間帯については、1カ月以上前に病院職員と協議し、了承を得たうえで作業を行うこと。